

逗子市議会会議用システム用端末機使用基準

平成25年4月1日施行

(目的)

第1条 この基準は、逗子市議会（以下「市議会」という。）における会議用システム用端末機（以下「端末機」という。）の会議（本会議、常任・特別・議会運営・議会報編集の各委員会及び全員協議会等の会議。以下「会議」という。）における使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、別表に定めるところによる。

(端末機の使用者)

第3条 端末機を使用することができる者は、逗子市議会議員（以下「議員」という。）及び議長が許可した者とする。

(会議用システムの使用者)

第4条 会議用システムは、アカウントを持つ議員及び職員でなければ利用してはならない。

2 会議用システムを使用するときは、使用者は、パスワードを入力するものとし、パスワードの管理は、適正に行わなければならない。

(端末機の貸与)

第5条 議長は、議員活動に使用するため、議員に端末機の貸与をするものとする。なお、端末機は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。また、端末機の使用権限がなくなったときは直ちに議長に返却しなければならない。

(端末機の取り扱い)

第6条 議員は、貸与された端末機を善良な管理者として適切に管理するものとする。

2 端末機を紛失又は破損した場合は、議員が弁償する。

(端末機の使用制限)

第7条 議員は、市議会に関する会議に、端末機を持ち込んで使用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。

(禁止事項)

第8条 端末機の使用に当たって、次に掲げる事項については、これを禁止するものとする。

- (1) 個人情報、その他市議会及び市において公開されていない情報を開示すること。
- (2) 会議を録音、録画すること。
- (3) 他者の迷惑になる行為を行うこと。
- (4) その他議長が定めたこと。

2 前項に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与える。なお、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長は、端末機の使用を停止させることができる。

(遵守事項)

第9条 端末機を使用する議員は、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、議員の責任において行うものとする。
- (2) 議員は、データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めるものとする。
- (3) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握し、議長に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(セキュリティ対策)

第10条 議員は、市の情報及び会議用システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

(各種通知、届出等)

第11条 議員と議会事務局は、双方の間で各種通知や届出等を会議用システムで行うことができる。ただし、文書によることが必要な場合は、文書で通知、届出を行わなければならない。

2 前項で規定する会議用システムによる各種通知、届出等は、機器や通信回線等の不具合等が発生した旨、議員から連絡があったときは、復旧の連絡があるまでの間、文書で行うものとする。

(その他)

第12条 端末機、会議用システムの使用等に諸問題が生じた場合は、議会運営委員会で協議するものとする。

(準用)

第13条 議会の会議において、会議の出席者が、パーソナルコンピュータなどの情報機器を使用するときは、あらかじめ議長の許可を得たうえで使用するものとする。使用に関しては、第7条及び第8条を準用する。

(委任)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

別表 (第2条関係)

用語定義

- ・ 会議用システム 会議用アプリケーションソフトウェアとサーバを一体化させたシステムのことをいう。
- ・ 端末機 会議用システムを利用するためのタブレット型端末機のことをいう。
- ・ アプリケーションソフトウェア コンピュータの利用者がコンピュータ上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェアのことをいう。
- ・ サーバ 主として端末機の操作によって生じる各種サービス要求を処理するコンピュータをいう。
- ・ アカウント ネットワークやコンピュータなどにログインするための権利をいう。
- ・ 情報機器

①通信機能を持つもの

デスクトップパソコン・ノートパソコン・携帯型ゲーム・据え置き型ゲーム・携帯電話・スマートフォン・PHS・タブレット・固定電話・ファクシミリ・ルーター・変調復調装置・光回線終端装置・ターミナルアダプタ・ラジオ受信機・テレビ受像機等をいう。

②通信機能を持たないもの

プロジェクター・普通電卓・関数電卓・モノクロコピー機・カラーコピー機・ワープロ専用機・テープレコーダー・CDプレーヤー・MDプレーヤー・デジタルオーディオプレーヤー・ビデオテープレコーダ・DVDプレーヤー・電子辞書等をいう。

返子市議会会議用システム用端末機使用範囲等

平成25年4月1日施行

1 会議における使用

端末機を使用できる会議

- ① 本会議
- ② 常任委員会
- ③ 特別委員会
- ④ 議会運営委員会
- ⑤ 全員協議会
- ⑥ 議会報編集委員会
- ⑦ その他の会議

2 情報伝達における使用

- ① 議員と議会事務局間での情報及び各種連絡文書等の送受信（執行部からの文書を含む。）

ア 既にファックス、電子メールで送信している文書

イ 災害等の緊急時の連絡

ウ 上記以外の文書については、導入状況を検証し、検討を行う。

- ② 会議に関する各種資料

ア 議案、議案に関する資料

イ 会議中又は、会議の前後に要求された資料

ウ その他会議に必要な資料

3 情報収集における使用

- ① 市ホームページからの情報閲覧

ア 本会議、委員会等の会議録・委員会記録の閲覧

イ 本市の各種計画等の閲覧

ウ その他会議に必要な情報の閲覧

- ② 検索サイトからの情報閲覧

ア 他自治体等の先進事例の閲覧

イ その他会議に必要な情報の閲覧

4 その他

会議で端末機を使用する場合には、音を発しない（消音）こととする。